

株 主 各 位

広島県福山市船町7番23号
アシードホールディングス株式会社
代表取締役社長 河本大輔

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 新型コロナウイルスに罹患された皆様及び影響を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、医療従事者・行政当局をはじめとする感染拡大抑止にご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

議決権行使につきましては、書面によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態に関わらず可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第49期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会にご出席される株主様は、開催日現在の新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎一昨年まで株主総会にご来場いただきました株主の皆様にはお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により本年より取り止めとさせていただきますこととなりました。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.aseed-hd.co.jp/>）に掲載しております。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.aseed-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.aseed-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されるなど経済活動の抑制により、個人消費、特にレジャー、外食関連を中心に急激に減少し、厳しい経済状況が続きました。

このような状況のなか、アシードグループは足元の状況の変化に素早く対応しながら、将来どこまで成長したいのかを夢に描き、それを達成するために何を改革すべきかの「未来志向の経営」を中期経営方針に掲げ、企業理念を大切にされた誠実な行動と、将来の根幹となるビジネスモデルの確立に経営資源を集中してまいりました。最も重点を置いたのはブランディングで、グループ一体となってブランド価値を高める活動を継続してまいりました。

売上高については、飲料製造事業は好調に推移したものの、自販機運営リテイル事業が新型コロナウイルスの感染拡大による影響を大きく受けたため、前年同期比6.1%の減少となりました。収益面においては、自販機運営リテイル事業の低迷を受け、徹底したコスト削減やオペレーション効率の向上に努めたほか、雇用調整助成金収入もあり、経常利益は微減となりました。

なお、当第4四半期連結会計期間において土地建物及び飲料製造事業の機械装置の一部を減損処理することを決定し、減損損失160百万円を特別損失に計上しております。

また、海外拠点をベトナムに集約することで、人員等資源を効率的に運用する体制を構築しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高23,931百万円（前年同期比6.1%減）、営業利益429百万円（同23.1%減）、経常利益640百万円（同2.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益304百万円（同13.9%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。なお、売上高は外部顧客への売上高を記載しております。

(単位：百万円)

セグメント区分	売上高		
	当連結会計年度	前連結会計年度	伸長率(%)
自販機運営リテイル事業	11,914	14,911	△20.1
飲料製造事業	11,795	10,297	14.5
飲料サービスシステム事業	66	123	△46.0
不動産運用事業	154	163	△5.7
連結計	23,931	25,496	△6.1

【自販機運営リテイル事業】

自販機オペレーター（運営リテイル）業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるテレワークの定着や、集客が遅れる観光地やレジャー施設などのインドア・ロケーションを中心に厳しい環境が続いております。特に前年4・5月は大幅な減少となったものの、徐々に持ち直しておりますが、コロナ前の水準には及ばない状況が続いております。こうした環境のもと、同業オペレーターとの資本業務提携や営業拠点の統廃合を進め、ルート効率の改善、契約条件の改定と併せ、抜本的なコスト構造の改革を進めてまいりました。

また、グループ内事業再編により創設したアシード株式会社の飲料ウェルネス事業部では自社ブランドの販売拡大に取り組みました。特に、自社オリジナルRTD商品の「ASEED ASTER」（アシード アスター）は雑味のない美味しさが好評を得て、売上は前年度を大きく上回りました。

この結果、自販機運営リテイル事業の売上高は11,914百万円（前年同期比 20.1%減）、セグメント損失は92百万円（前年同期は127百万円のセグメント利益）となりました。

【飲料製造事業】

飲料製造事業におきましても一時期、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの、企画提案型（ODM）の営業を強化するとともに、生産現場の人材育成に力を注ぎ、安定的かつ効率的な生産体制により、炭酸飲料・低アルコール飲料を中心に前年度を上回る実績を達成しました。特に、コロナ禍における巣ごもり需要により、缶チューハイ等のOEM、ODMが堅調に推移しました。一方、ソフトパウチ飲料については、スポーツ需要が大幅に減少したことにより受注も大幅減となりました。

この結果、飲料製造事業の売上高は11,795百万円（前年同期比 14.5%増）、セグメント利益は816百万円（同8.5%増）となりました。

【飲料サービスシステム事業】

主要販売先である遊技場業界は新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい事業環境が続きました。本格コーヒーを景品として提供する「アオンズ・カード」の売上高、セグメント利益は大きく減少いたしました。

この結果、飲料サービスシステム事業の売上高は66百万円（前年同期比46.0%減）、セグメント利益は3百万円（同56.5%減）となりました。

【不動産運用事業】

当社及びアオンズエステート株式会社を中心に不動産の運用を行っており、本年度より「アシードロジスティクスセンター（ALC）」がテナント型物流倉庫として運用が始まりました。

この結果、不動産運用事業の売上高は154百万円（前年同期比5.7%減）、セグメント利益は172百万円（同3.9%減）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施しました企業集団の設備投資の総額は340百万円であり、その主なものは飲料製造設備の増設・改修並びに自販機・車両等の新規リースによるものであります。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社の連結子会社であるアシード株式会社は、2020年10月1日付で有限会社大邦食品の全株式を取得し、完全子会社としました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 2018年3月期	第 47 期 2019年3月期	第 48 期 2020年3月期	第 49 期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高(百万円)	27,430	27,976	25,496	23,931
経常利益(百万円)	621	723	656	640
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	383	501	353	304
総資産(百万円)	14,787	14,766	14,978	14,599
純資産(百万円)	4,565	4,891	5,156	5,336
自己資本比率(%)	30.88	33.12	34.42	36.55
1株当たり当期純利益(円)	30.93	40.52	28.55	24.57
1株当たり純資産額(円)	368.80	395.08	416.47	431.01

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況(2021年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ア シード 株 式 会 社	15百万円	100.0%	自販機運営等による飲料の販売
北 関 東 ペ プ シ コー ラ 販 売 株 式 会 社	150百万円	100.0%	自販機運営等による飲料の販売
ア シード ブ リ ュ ー 株 式 会 社	70百万円	100.0%	炭酸飲料、ソフトパウチ飲料、低アルコール飲料の企画製造販売及び受託加工生産。飲料自販機用カードの発行・システム管理
宝 積 飲 料 株 式 会 社	10百万円	100.0%	炭酸・コーヒー系飲料、低アルコール飲料の企画製造販売及び受託加工生産
ア オ ン ズ エ ス テ ー ト 株 式 会 社	50百万円	100.0%	不動産の運用管理、賃貸事業等
有 限 会 社 大 邦 食 品	3百万円	100.0%	自販機運営等による飲料の販売
ASEED (Thailand) C o . , L t d . (※)	5百万 タイバーツ	100.0%	清涼飲料・低アルコール飲料の企画販売等
HaLong Beer And Beverage Joint Stock C o m p a n y (※)	300億 ハトクムドン	31.3%	ビール及びビール醗酵麦芽の製造販売

(注) 1. ※は持分法適用会社であります。

2. 当社の連結子会社であるアシード株式会社は、2020年10月1日付で有限会社大邦食品の全株式を取得し完全子会社としたため、当連結会計年度より同社を当社の連結子会社といたしました。
3. 2020年10月22日開催の取締役会において、当社の持分法適用会社であるASEED(Thailand) Co.,Ltd.を清算することを決議しており、現在同社は清算手続中であります。

(4) 対処すべき課題

アシードグループは「ミッション（使命）」「ビジョン（理想）」そして「バリュー（価値）」の「三位一体となった哲学」をもって経営を推進してまいります。3つを一貫した企業の価値命題と定め、企業行動のよりどころとしています。そしてグループの最も重要な経営課題は、この価値命題を研ぎ澄ましてゆくことです。事業の企画から製造・販売・サービス・サポートに至るすべてのプロセスにおいて、最高水準の商品とサービス価値を創造し、提供するための企業を目指しています。

アシードグループは価格で競争するのではなく、あくまでも価値で勝負することを事業コンセプトのベースとした事業価値の創造によって成長を果たします。そして常に人間性、社会性、経済性を重視した事業行動によって企業価値の向上を図ってまいります。

中期計画において各事業セグメントは、顧客創造と収益性向上へのアクションを起こして事業の構造変革にチャレンジすることとしています。従来型のビジネスモデルに固執するのではなく、環境や消費者ニーズの変化を見極め、新たなサービスの開発やビジネスモデルの変革を実行してまいります。知識と行為は一体である、本当の知は実践を伴わなければならないという「知行合一」を徹底してまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大の収束は見通せませんが、マイナス影響は極力排除しながら、グループを成長軌道に乗せてまいります。

本年度は、グループ成長戦略の3つの重要な取り組みを強化してまいります。第1はブランド創造企業への挑戦です。現状のビジネスモデルを変革し、認知度を上げ、自社ブランドの開発・販売を強化することが収益性の改革に繋がります。海外市場に向けても、現地メーカーとの資本業務提携により、自社ブランド商品の拡販を実行してまいります。第2は自販機運営リテール・飲料製造の既存事業の構造改革です。M&Aを進めていくことに加え、自販機を「利便性・嗜好品」から「機能性・ウェルネス商品」に転換する抜本的な改革を行います。飲料製造においても同業者のネットワーク化を推進する他、全社的なDX化も進めてまいります。第3は新規事業創出やシナジー創出のための新規投資の推進です。自販機運営リテール、飲料製造に次ぐ第3の柱づくりです。前期はロジスティクス事業をスタートしましたが、事業の拡大や新たな種まきも実行してまいります。この3つの重要な取り組みによりアシードグループの持続的な企業価値の拡大を実現してまいります。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2021年3月31日現在)

事業の種類別 セグメントの名称	事業内容
自販機運営リテイル事業	主にカップ飲料、缶・ボトル飲料、紙パック飲料、スナック食品等のスマートストア（自販機）による小売販売及び運営管理
飲料製造事業	主に炭酸・コーヒー系飲料、ソフトパウチ飲料、低アルコール飲料の企画製造販売
飲料サービスシステム事業	飲料自販機用カード及び関連機器の企画・販売・システム管理の提供
不動産運用事業	オフィスビル、商業施設等の開発及び賃貸等、グループ所有の不動産の有効活用と効率管理

(6) 企業集団の主要拠点等 (2021年3月31日現在)

- ① 当社の本社所在地
広島県福山市船町7番23号
- ② 子会社の本社所在地
 - ・ アシード株式会社 広島県福山市
 - ・ 北関東ペプシコーラ販売株式会社 群馬県前橋市
 - ・ アシードブリュー株式会社 広島県福山市
 - ・ 宝積飲料株式会社 広島県東広島市
 - ・ アオンズエステート株式会社 広島県福山市
 - ・ 有限会社大邦食品 福島県須賀川市
- ③ グループの生産拠点
 - ・ 宇都宮飲料工場（栃木県）
 - ・ 志和飲料工場（広島県）
- ④ グループの販売拠点
 - ・ 東北地区（青森県、宮城県、山形県、福島県）
 - ・ 関東地区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都）
 - ・ 中部地区（静岡県、愛知県）
 - ・ 関西地区（大阪府、兵庫県）
 - ・ 中国地区（島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県）
 - ・ 四国地区（香川県、高知県）
 - ・ 九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県）

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
545名	14名減	42.8歳	12.9年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、受入出向者、常用パート、嘱託及び派遣社員を含み、出向者及び非常用のパートは含みません。

2. 当連結会計年度より、平均勤続年数の起算日は当社グループへの入社日を使用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	1名減	47.6歳	22.1年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、受入出向者、常用パート、嘱託及び派遣社員を含み、出向者及び非常用のパートは含みません。

2. 当事業年度より、平均勤続年数の起算日は当社グループへの入社日を使用しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 広島銀行	1,565百万円
株式会社 中国銀行	685
株式会社 みずほ銀行	470

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 44,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 13,495,248 株
- ③ 株主数 3,228 名(前期比618名増)
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
サ ン コ モ ト 有 限 会 社	4,701千株	37.98%
河 本 隆 雄	1,486	12.01
宝 積 良 忠	502	4.06
河 本 大 輔	482	3.90
ア シード グループ 社 員 持 株 会	401	3.24
株 式 会 社 広 島 銀 行	380	3.07
ア シード・イ ンベ スト メ ン ト・ク ラ ブ	337	2.72
寺 地 實	266	2.15
河 本 千 代 香	243	1.96
大 戸 綾 加	217	1.76

- (注) 1. 当社は自己株式を1,115,225株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 上記大株主の河本隆雄氏は、2020年11月1日に逝去されましたが、2021年3月31日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		アシードホールディングス株式会社第3回新株予約権	
発行決議日		2016年12月9日	
新株予約権の数		125個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 67,100円 (1株当たり671円)	
権利行使期間		2019年7月1日から2022年6月30日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役(監査等委員・社外取締役を除く)	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	10,000株
		保有者数	4人
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数	25個
		目的となる株式数	2,500株
		保有者数	1人

(注)新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2019年3月期の連結経常利益が10億円に達した場合に、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の100%を行使することができる。また、連結経常利益が7億円以上、10億円未満の場合に行使可能な割合は、下記の式に基づいて計算される。ただし、連結経常利益が7億円を下回った場合は権利を行使できない。

$$\text{行使可能な割合(\%)} = 2019\text{年3月期の連結経常利益} / 1,000,000,000 \times 100$$
 *小数点以下切り捨て
 なお、上記における連結経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使することができる割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4. 各本新株予約権1個未満の行使はできない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	河 本 大 輔	指名報酬委員 アシード株式会社 代表取締役社長 アシードブリュー株式会社 代表取締役社長 北関東ペプシコーラ販売株式会社 取締役 宝積飲料株式会社 取締役 サンコモト有限会社 代表取締役
取 締 役	川 崎 弘 敬	執行役員 財経・経営企画グループ担当 株式会社福山臨床検査センター 監査役
取 締 役	大 戸 章 浩	執行役員 総務グループ担当 アシード株式会社 取締役 アシードブリュー株式会社 取締役 北関東ペプシコーラ販売株式会社 取締役 宝積飲料株式会社 取締役 アオンズエステート株式会社 代表取締役社長
取 締 役	宝 積 良 忠	宝積飲料株式会社 代表取締役社長 アシードブリュー株式会社 取締役
取 締 役	飯 田 正 美	北関東ペプシコーラ販売株式会社 代表取締役社長
取 締 役	佐 久 間 建 弘	指名報酬委員
取 締 役 (監査等委員・常勤)	岡 崎 仁	アシード株式会社 監査役 アシードブリュー株式会社 監査役 宝積飲料株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	小 野 隆 平	指名報酬委員 弁護士
取 締 役 (監査等委員)	豊 田 基 嗣	指名報酬委員会 委員長 豊田公認会計士事務所 代表 株式会社ブルーフィールドコンサルティング 代表取締役 株式会社サニーサイドアップグループ 社外取締役(監査等委員) マナック株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役佐久間建弘氏、取締役（監査等委員）小野隆平氏、豊田基嗣氏は、社外取締役であります。また、各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員・常勤）岡崎 仁氏は、当社グループの管理部門で長年の経験があり、会社業務や内部統制等に関する相当程度の知見を有しております。情報収集等により監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、岡崎 仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）豊田基嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2020年6月24日開催の第48期定時株主総会において、佐久間建弘氏は新たに社外取締役に就任いたしました。
5. 2020年6月24日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、取締役小林宏明氏は任期満了により退任いたしました。
6. 取締役会長河本隆雄氏は、2020年11月1日付をもって逝去により退任いたしました。
なお、退任時における重要な兼職は、アシード株式会社取締役、北関東ペプシコーラ販売株式会社取締役でありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査等委員である社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査等委員である社外取締役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補する額について限度額を設けております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しましては、客観性及び透明性を高めるためにあらかじめ決議する内容について任意の委員会として設置している指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬

委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社グループの取締役の報酬は、中長期的な業績の向上並びに企業価値の持続的な向上への貢献意欲を高めることを目的に、固定報酬と変動報酬のバランスに配慮しながら、基本報酬としての固定報酬、短期業績連動報酬、中長期業績連動報酬としての譲渡制限付株式報酬の3種類で構成します。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は各取締役の役位に応じた固定報酬であり、月次報酬として支給します。

b. 短期業績連動報酬

連結業績に応じて決定する業績連動報酬、各取締役が属する事業会社の業績に応じて決定する業績連動報酬及び各取締役の重点的に取り組む指標の達成状況に応じた業績連動報酬の合計額を短期業績連動報酬として月次報酬にて支給します。短期業績連動報酬は報酬総額の15%～25%の比率とし、この比率を少しずつ増加させる予定です。

c. 中長期業績連動報酬としての譲渡制限付株式報酬

役位に応じて一定の株数を年1回、7月に支給します。

d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係わる委任に関する事項

取締役会は、代表取締役河本大輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

e. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

社外取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、中長期的な業績や企業価値の向上に貢献するという役割を鑑み固定報酬とします。なお、取締役(監査等委員)の報酬につきましては、監査等委員の協議により決定します。

(注) 中長期業績連動報酬としての譲渡制限付株式報酬については、本株主総会での承認可決を条件としております。

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の名 員数(名)
		固定報酬	業 績 連 動 報 酬		
		基本報酬	短 期	中 長 期 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬)	
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち 社 外 取 締 役)	58 (2)	58 (2)	- -	- -	8 (2)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	14 (5)	14 (5)	- -	- -	3 (2)
合 計 (うち 社 外 取 締 役)	73 (8)	73 (8)	- -	- -	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第43期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額20百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち社外取締役は1名）で、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役は2名）であります。
2. 上表には、当期中の退任取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
3. 当社は、2011年6月24日開催の第39期定時株主総会終結の時を持って取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し57百万の役員退職慰労金を支給する予定であります。なお、支給金額は、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）豊田基嗣氏が代表を務める豊田公認会計士事務所及び代表取締役を務める株式会社ブルーフィールドコンサルティング並びに社外取締役（監査等委員）を務める株式会社サニーサイドアップグループ及びマナック株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況及び発言状況
取締役 佐久間 建 弘	2020年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。主に長きにわたる経営経験者としての判断力と知見を有する観点から当社の経営に対する的確な助言を行っており、社外取締役に求められる独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行う役割を十分に果たしております。また、当事業年度に発足した指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に客観的・中立的立場で関与しています。
取締役（監査等委員） 小 野 隆 平	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、監査等委員会16回のうち15回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの的確な助言を行っており、社外取締役に求められる役割を十分に果たしております。また、当事業年度に発足した指名報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に客観的・中立的立場で関与しています。
取締役（監査等委員） 豊 田 基 嗣	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに、監査等委員会16回のすべてに出席いたしました。主に客観的・中立的な経営監視の観点及び公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき質問や発言を適宜行っており、社外取締役としての役割を十分に果たしております。また、当事業年度に発足した指名報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や、役員報酬等の決定における監督機能を主導しております。

⑥ 取締役会の実効性評価の結果の概要

アシードグループは、持続的な成長と企業価値の向上を目指すなか、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉え、コーポレートガバナンス・コードを反映した取り組みを強化しています。

取締役会の実効性評価は、2020年4月から2021年3月までの1年間に開催された取締役会を対象に、アンケート方式で取締役各人の自己評価と、それを基にした取締役会での審議を経て実施しました。結果は取締役会の構成、運営、議論、モニタリング機能、取締役に対する支援体制、トレーニング、株主との対話について、実効性は十分に確保されていると評価いたしました。また今後の課題として、ESG、SDGsを議論し、経営戦略に反映する取り組みを強化することを決定しました。

今後も、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上表の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて必要な検証を行ったうえで、当該金額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの経営は「付加価値を創造する人間活動である」との考えに基づいて、資本効率を重視する経営によって、株主価値と事業価値の増大を図ります。当社グループの成長戦略に基づく事業活動の成果が、株式市場の評価を獲得して「良き投資の対象」となり得るように、長期にわたって持続可能な利益の確保に努めてまいります。

利益配分につきましては、企業価値の向上を図り、かつ企業体質の強化に努め、株主の皆様の期待にお応えできるように業績を反映した適正な利益還元と安定的な配当を継続していきたいと考えております。

また、当事業年度の期末配当金につきましては、2021年5月11日開催の取締役会において、連結配当性向約30%を基準として、1株につき6円とすることに決定いたしました。すでに2020年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり6円とあわせまして、年間配当金は1株につき12円となります。

今後も業績の向上を図り、配当額の業績連動性を高めてまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

- ① 事業報告作成会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各取締役の倫理意識の一層の向上を図り、法令遵守の精神を積極的な行動規範として明確にするため、取締役会規則に取締役の業務執行におけるコンプライアンスの維持・確保を明記する。
- ② 事業報告作成会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行状況の確認ができる情報（議事録・稟議書・契約書等）の保存・管理体制の整備を進めるとともに、文書管理規程及び各規程の関係条項を見直し、目的達成に有効で具体的制度を盛り込んだ改正を行う。
- ③ 事業報告作成会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社におけるリスクの明確化とその発生可能性の大小、発生した場合の影響度、対応策、予防策の構築を行い、それぞれのリスクヘッジを主管する組織とその権限を明確にする。
- ④ 事業報告作成会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の役割分担、牽制機能を確保しながら、ITの活用や各種規程の検証と改廃等を行い業務執行の決定プロセスの効率化を図るとともに、全体的効率性の確保は、内部統制システムの構築と、内部統制監査室及び監査等委員会との計画的、定期的協議・連携を通じて行っていく。
- ⑤ 事業報告作成会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
倫理意識の向上と法令遵守の積極的姿勢に関する規程を就業規則に盛り込み、関係規程やマニュアルに具体化するとともに、これらの周知徹底を教育・研修制度の整備・充実、社内通報制度等の構築によって行う。監査等委員会及び内部統制監査室は、業務監査を強力に実施し、業務が適正に行われるよう監視する。
- ⑥ イ. からニ. に掲げる体制その他の事業報告作成会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 事業報告作成会社の子会社の取締役、執行役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当該事業報告作成会社への報告に関する体制
当社が定める関係会社管理規程等の社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について、毎月1回開催する取締役会で承認を必要とするほか、子会社の取締役等の職務の執行に係る資料や情報について、取締役会において報告を求める。
ロ. 事業報告作成会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社が定める関係会社管理規程等の社内規程に基づき、内部統制監査室のモニタリングを中心としてグループ全体のリスクマネジメントの推進に関わる課題・対応策を審議する。

ハ. 事業報告作成会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門及び子会社の事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

二. 事業報告作成会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の規模や業種等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

⑦ 事業報告作成会社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部統制監査室は監査等委員会の職務遂行に随時協力し、必要あるときはその職務を補助する。監査等委員会が使用人を別に必要とするときは、監査等委員会事務局を総務グループ内に設置して要員を配置する。また、監査等委員会は、要員の配置の代わりに協議によって必要な作業を専門的な外部業者に委託することができる。

⑧ 前号の使用人の事業報告作成会社の取締役からの独立性に関する事項

前号の事務局員の選任は、監査等委員会の同意を得て実施され、その人事・報酬は監査等委員会の事前の了解のもとに行われる。これらの詳細は監査等委員会規則に定める。

⑨ 事業報告作成会社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

⑩ イ. 及びロ. に掲げる体制その他の事業報告作成会社の監査等委員会への報告に関する事項

イ. 当該事業報告作成会社の取締役等及び使用人が当該事業報告作成会社の監査等委員会に報告するための体制

監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役又は使用人にその説明を求めることとし、子会社の取締役、監査役又は使用人は速やかに適切な報告を行う。

ロ. 当該事業報告作成会社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該事業報告作成会社の監査等委員会に報告するための体制

法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

内部通報制度の担当役員は、当社グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に報告する。

- ⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報制度運用規程」に明記しており、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
- ⑫ 事業報告作成会社の監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ その他事業報告作成会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会の職務分担を明確にして、より実効的な監査の方法を用い、より広範な業務を監査対象とするとともに、監査等委員会と代表取締役、会計監査人、内部統制監査室との定期的な情報交換会を開催する。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は「行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない旨を定め、グループ各社の総務部門を対応部署としている。なお、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、ためらうことなく上司や総務部門への報告を行い、弁護士や警察・暴力追放推進センターとの連携等、組織的な対応を行うよう役員及び従業員に周知徹底を図る。
- (7) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システム基本方針」に基づき内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。
- ① コンプライアンスに関する取り組み
監査等委員は、事業報告作成会社の取締役会、経営会議等の社内の重要な会議及び子会社の取締役会に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、当社グループの従業員に対し、研修や会議を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ② リスク管理体制の強化
損失の危険の管理に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、内部統制監査室のモニタリングを中心として、リスク回避及びリスク低減に努めております。

③ 企業集団における業務の適正の確保

「関係会社管理規程」にて、子会社が当社の承認を要する事項を定め、それに基づき付議された案件について取締役会で決議しており、毎月開催している定時取締役会では、担当役員から関係会社の財務状況、業務執行状況の報告を受けております。

④ 監査等委員会の監査体制

監査等委員は、取締役会に出席するほか経営会議等の重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から監査等委員の意見が述べられております。また、監査等委員会開催時には、定期的に職務執行側及び内部監査部門と意見交換を行い、職務執行側との意思疎通が図られております。

(本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数につきましては、表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては、四捨五入して表示しております。)

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,262,248	流 動 負 債	7,257,209
現金及び預金	965,554	買掛金	2,254,734
受取手形及び売掛金	2,057,305	短期借入金	2,120,000
商品及び製品	1,286,484	1年内返済予定の長期借入金	610,716
原材料及び貯蔵品	183,643	リース債務	341,070
前払費用	272,022	未払金	600,355
その他	501,996	未払法人税等	148,723
貸倒引当金	△4,757	未払消費税等	250,790
固 定 資 産	9,337,124	賞与引当金	110,910
有 形 固 定 資 産	7,497,465	その他	819,908
建物及び構築物	1,566,056	固 定 負 債	2,006,054
機械装置及び運搬具	1,261,850	長期借入金	1,149,269
工具、器具及び備品	53,622	リース債務	514,032
土地	3,792,253	繰延税金負債	10,454
リース資産	807,547	再評価に係る繰延税金負債	34,464
建設仮勘定	16,134	役員退職慰労引当金	44,125
無 形 固 定 資 産	139,609	退職給付に係る負債	131,799
のれん	32,252	資産除去債務	4,100
リース資産	32,361	その他	117,810
その他	74,995	負 債 合 計	9,263,263
投資その他の資産	1,700,049	純 資 産 の 部	
投資有価証券	765,562	株 主 資 本	5,784,632
長期貸付金	3,123	資本金	798,472
長期前払費用	368,113	資本剰余金	1,012,778
繰延税金資産	205,332	利益剰余金	4,561,631
その他	418,040	自己株式	△588,250
貸倒引当金	△60,124	その他の包括利益累計額	△448,675
資 産 合 計	14,599,372	その他有価証券評価差額金	50,882
		土地再評価差額金	△465,627
		為替換算調整勘定	△33,930
		新 株 予 約 権	152
		純 資 産 合 計	5,336,109
		負 債 純 資 産 合 計	14,599,372

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		23,931,353
売上原価		16,636,315
売上総利益		7,295,038
販売費及び一般管理費		6,865,403
営業利益		429,635
営業外収益		
受取利息	1,584	
受取配当金	8,194	
持分法による投資利益	74,735	
投資事業組合運用益	4,860	
不動産賃貸料	7,856	
受取賃貸料	6,420	
受取保険金	250	
助成金収入	157,132	
為替差益	1,467	
その他	33,405	295,907
営業外費用		
支払利息	45,394	
投資事業組合運用損	10,078	
その他	29,744	85,217
経常利益		640,325
特別利益		
固定資産売却益	111	111
特別損失		
固定資産除却損	7,213	
減損損失	160,792	
投資有価証券評価損	80	
お別れの会関連費用	13,985	182,071
税金等調整前当期純利益		458,365
法人税、住民税及び事業税	213,460	
法人税等調整額	△59,249	154,210
当期純利益		304,154
親会社株主に帰属する当期純利益		304,154

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年4月1日から
2021年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日期首残高	798,472	1,012,778	4,430,622	△588,250	5,653,622
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△148,560		△148,560
親会社株主に帰属する 当期純利益			304,154		304,154
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△24,585		△24,585
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	131,009	-	131,009
2021年3月31日期末残高	798,472	1,012,778	4,561,631	△588,250	5,784,632

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020年4月1日期首残高	8,150	△490,212	△15,711	△497,773	158	5,156,007
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△148,560
親会社株主に帰属する 当期純利益						304,154
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						△24,585
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	42,732	24,585	△18,218	49,098	△6	49,092
連結会計年度中の変動額合計	42,732	24,585	△18,218	49,098	△6	180,101
2021年3月31日期末残高	50,882	△465,627	△33,930	△448,675	152	5,336,109

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,617,057	流 動 負 債	3,101,168
現金及び預金	74,935	短期借入金	2,120,000
貯蔵品	769	関係会社短期借入金	200,000
前払費用	12,077	1年内返済予定の長期借入金	600,000
関係会社短期貸付金	2,505,000	リース債	2,385
未収入金	34,124	未払費用	75,173
その他	3,946	未払法人税等	45,849
貸倒引当金	△13,795	未払消費税等	7,338
固 定 資 産	5,284,228	預り金	40,592
有形固定資産	3,749,402	前受金	1,277
建物	1,076,417	賞与引当金	6,341
構築物	14,978	固定負債	2,211
工具、器具及び備品	3,201	長期借入金	1,110,000
土地	2,644,700	リース債	4,835
リース資産	10,106	繰延税金負債	10,454
無形固定資産	25,404	再評価に係る繰延税金負債	34,464
商標権	1,872	退職給付引当金	7,238
ソフトウェア	21,744	役員退職慰労引当金	3,400
電話加入権	436	その他	36,495
その他	1,351	負 債 合 計	4,308,055
投資その他の資産	1,509,420	純 資 産 の 部	
投資有価証券	373,434	株主資本	4,012,251
関係会社株式	1,106,416	資本金	798,472
出資金	200	資本剰余金	1,012,778
敷金及び保証金	11,769	資本準備金	976,192
会員権	17,600	その他資本剰余金	36,585
資 産 合 計	7,901,286	利 益 剰 余 金	2,789,250
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	2,714,250
		別途積立金	2,501,000
		繰越利益剰余金	213,250
		自 己 株 式	△588,250
		評価・換算差額等	△419,172
		その他有価証券評価差額金	46,763
		土地再評価差額金	△465,936
		新 株 予 約 権	152
		純 資 産 合 計	3,593,230
		負 債 純 資 産 合 計	7,901,286

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
経営管理料	295,776	
関係会社受取配当金	148,736	
不動産賃貸収入	256,329	700,841
営業費用		
不動産賃貸費用	124,590	
販売費及び一般管理費	311,552	436,143
営業利益		264,697
営業外収益		
受取利息	38,995	
受取配当金	6,289	
投資事業組合運用益	4,860	
その他	5,979	56,124
営業外費用		
支払利息	14,065	
支払手数料	1,644	
投資事業組合運用損	10,078	
為替差損	8	
関係会社清算損	16,466	
その他	3,549	45,812
経常利益		275,009
特別損失		
固定資産除却損	370	
減損損	78,018	
投資有価証券評価損	80	
お別れの会関連費用	13,985	92,453
税引前当期純利益		182,555
法人税、住民税及び事業税	1,937	
法人税等調整額	277	2,215
当期純利益		180,340

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	その他利 別 途 積 立 金	益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2020年4月1日期首残高	798,472	976,192	36,585	1,012,778	75,000	2,501,000	181,470	2,757,470
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△148,560	△148,560
当期純利益							180,340	180,340
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	31,780	31,780
2021年3月31日期末残高	798,472	976,192	36,585	1,012,778	75,000	2,501,000	213,250	2,789,250

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計		
2020年4月1日期首残高	△588,250	3,980,470	10,469	△465,936	△455,467	158	3,525,162
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△148,560					△148,560
当期純利益		180,340					180,340
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			36,294		36,294	△6	36,288
事業年度中の変動額合計	—	31,780	36,294	—	36,294	△6	68,068
2021年3月31日期末残高	△588,250	4,012,251	46,763	△465,936	△419,172	152	3,593,230

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

アシードホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原 晃 生	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 平 雅 和	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アシードホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アシードホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

アシードホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 晃 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 雅 和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アシードホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等という。）」について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

2021年5月19日

アシードホールディングス株式会社
代表取締役社長 河本大輔 殿

アシードホールディングス株式会社
監査等委員会

監査等委員・常勤 岡 崎 仁 ⑩

監査等委員 小 野 隆 平 ⑩

監査等委員 豊 田 基 嗣 ⑩

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査等委員小野隆平及び豊田基嗣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名	現 在 の 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	候補者属性
1	再任 こう もと だい すけ 河 本 大 輔	代表取締役社長 指名報酬委員	
2	再任 かわ さき ひろ のり 川 崎 弘 敬	取締役 常務執行役員 財経・経営企画グループ担当	
3	再任 おお と あき ひろ 大 戸 章 浩	取締役 執行役員 総務グループ担当	
4	再任 いい だ まさ み 飯 田 正 美	取締役	
5	再任 さくま たつ ひろ 佐久間 建 弘	取締役 指名報酬委員	社外取締役 独立役員

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 株式の数
1	こうもと だいすけ 河本大輔 (1969年8月21日)	<p>1992年4月 住友商事株式会社入社 1996年8月 株式会社アシード情報システム設立 代表取締役 2004年6月 北関東ペプシコーラ販売株式会社 取締役(現任) 2005年6月 当社取締役東日本支社長 2008年10月 当社取締役常務執行役員事業開発グループ担当 2011年4月 当社取締役専務執行役員事業開発グループ担当 2013年4月 当社代表取締役社長(現任) アシードブリュー株式会社 代表取締役社長(現任) 2013年5月 宝積飲料株式会社 取締役(現任) 2015年4月 アシード株式会社 代表取締役社長 2020年6月 サンコモト有限公司 代表取締役(現任) 2021年1月 当社指名報酬委員(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] アシードブリュー株式会社 代表取締役社長 アシード株式会社 取締役 北関東ペプシコーラ販売株式会社 取締役 宝積飲料株式会社 取締役 サンコモト有限公司 代表取締役</p> <p>[選任理由] 河本大輔氏は、入社以来新規事業の立ち上げ、自販機運営リテール事業の運営で中心的役割を果たしてまいりました。当社及び事業子会社の取締役を歴任し事業活動の陣頭指揮を執ると同時に、当社グループのすべての重要な経営判断を下す任務を担ってまいりました。引き続き当社グループの業容拡大、事業価値の創造に強いリーダーシップを発揮することを期待できることから取締役候補者としました。</p>	482,320 株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 株式の数
2	かわ さき ひろ のり 川 崎 弘 敬 (1955年4月1日)	<p>1977年 4 月 株式会社広島銀行入行 2012年 6 月 同行取締役監査部長 2014年 6 月 ひろぎんビジネスサポート株式会社 代表取締役社長 2017年 6 月 株式会社広島ベンチャーキャピタル 代表取締役社長 2018年 6 月 当社社外取締役(監査等委員) 株式会社福山臨床検査センター社外取締役 2019年 6 月 当社取締役執行役員 財経・経営企画グループ担当 2020年 6 月 株式会社福山臨床検査センター 監査役(現任) 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員 財経・経営企画グループ担当 (現任) 2021年 4 月 アシード株式会社 取締役(現任) 北関東ペプシコーラ販売株式会社 取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] アシード株式会社 取締役 北関東ペプシコーラ販売株式会社 取締役 株式会社福山臨床検査センター 監査役</p> <p>[選任理由] 川崎弘敬氏は、株式会社広島銀行の取締役を務めるなど数々の要職を歴任しており、豊富な経験と当社グループの経営を客観視できる識見を有しています。現在当社グループの重要な決定、事業計画の立案等に従事しており、引き続き業容拡大に資する戦略の立案、後進の育成等に強い指導力を発揮することを期待できることから取締役候補者となりました。</p>	4,000 株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 株式の数
3	おとあきひろ 大戸章浩 (1966年5月17日)	<p>1992年4月 東洋信託銀行株式会社(現「三菱UFJ信託銀行株式会社」)入行</p> <p>2000年11月 株式会社三吉酒造場(現「アシードブリュール株式会社」)取締役</p> <p>2004年4月 同社常務取締役</p> <p>2009年4月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2015年4月 宝積飲料株式会社 取締役</p> <p>2017年4月 当社執行役員総務グループ担当</p> <p>2018年4月 アシード株式会社 取締役常務執行役員管理本部長</p> <p>2019年6月 北関東ペプシコーラ販売株式会社 取締役 当社取締役執行役員総務グループ担当(現任)</p> <p>2020年6月 アオンズエステート株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>2021年4月 宝積飲料株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 宝積飲料株式会社 代表取締役社長 アオンズエステート株式会社 代表取締役社長 アシードブリュール株式会社 取締役</p> <p>[選任理由] 大戸章浩氏は、入社以来主に飲料製造事業の管理本部で人事総務・経理の業務を介して経営改善の役割を果たしてきました。グループの事業全般に関し理解しており、現在はグループの人事、重要な決定に参画しています。人材育成、飲料製造会社2社の連携強化促進が期待できることから取締役候補者としました。</p>	26,100株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 株式の数
4	い い だ ま さ み 飯 田 正 美 (1954年10月1日)	<p>1973年 9 月 北関東飲料株式会社(現「北関東ペプシコーラ販売株式会社」)入社</p> <p>2005年 6 月 同社取締役水戸支店長</p> <p>2013年 6 月 同社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2016年 6 月 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 北関東ペプシコーラ販売株式会社 代表取締役社長</p> <p>[選任理由] 飯田正美氏は、北関東ペプシコーラ販売株式会社に入社以来、自販機運営リテール事業の業務全般に携わり、統率力と指導力を有しています。現在北関東ペプシコーラ販売株式会社の経営において重要な決断を下す任務を担っています。引き続き同社の牽引と後継者の育成に力を発揮することを期待できることから取締役候補者としました。</p>	31,000株
5	さ く ま た つ ひろ 佐 久 間 建 弘 (1945年9月21日)	<p>1968年 4 月 福山市農業協同組合入組</p> <p>2007年 6 月 同組合代表理事組合長</p> <p>2010年 9 月 農林中央金庫 経営管理委員</p> <p>2013年 6 月 同金庫経営管理委員退任 福山市農業協同組合 代表理事組合長退任</p> <p>2020年 6 月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2021年 1 月 当社指名報酬委員(現任)</p> <p>[選任理由及び期待される役割の概要] 佐久間建弘氏は、農業組合組織において組合長を務めるなど長きにわたり経営に携わり多くの経験と判断力、知見を有しており、当社グループにおいて飲料製造事業を強化する中、原料調達に関する知見をはじめ、事業運営に資する助言を受けることを期待したためであります。また、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し取締役候補者としました。なお、同氏が選任された場合は、引き続き、指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し関与していただく予定です。</p>	—株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 佐久間建弘氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐久間建弘氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結のときをもって、1年となります。

4. 当社は、佐久間建弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は佐久間建弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回の更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 河本大輔氏は、当社の親会社等に該当いたしません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名	現 在 の 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	候 補 者 属 性	在 任 年 数
1	再任 おか ぎき ひとし 岡 崎 仁	取締役(常勤監査等委員)		3年
2	再任 お の たか とし 小 野 隆 平	社外取締役(監査等委員) 指名報酬委員	社外取締役 独立役員	6年
3	再任 とよ た もと つぐ 豊 田 基 嗣	社外取締役(監査等委員) 指名報酬委員会委員長	社外取締役 独立役員	2年

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 株式の数
1	おかざきひとし 岡崎 仁 (1960年11月26日)	<p>1985年 4月 当社入社 2000年 4月 当社東日本営業統括部 副部長 2003年 4月 当社九州営業統括部長 2007年 6月 当社執行役員 九州支社長 2008年 4月 当社執行役員 業務本部長 2010年 5月 アシード株式会社 取締役執行役員 業務本部長 2013年 4月 同社 取締役常務執行役員 業務本部長 2015年 5月 宝積飲料株式会社 監査役(現任) 2018年 5月 アシード株式会社 監査役(現任) 2018年 6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) 2019年 5月 アシードブリュー株式会社 監査役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] アシード株式会社 監査役 アシードブリュー株式会社 監査役 宝積飲料株式会社 監査役</p> <p>[選任理由] 岡崎 仁氏は、アシード株式会社へ入社以来、自販機運営リテイル事業の業務全般に携わり、飲料業界に関する知識と指導力を有しています。グループの事業子会社の取締役、監査役を歴任し内部統制、コンプライアンス等に関するチェック、指導の役割を担っています。引き続きグループ全体のチェック機能を果たすことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。</p>	33,600株
2	おのたかとし 小野 隆平 (1946年10月20日)	<p>1985年 4月 弁護士登録 2003年 4月 ばらのまち法律事務所設立 2004年 6月 当社社外監査役 2015年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年 1月 当社指名報酬委員(現任)</p> <p>[選任理由及び期待される役割の概要] 小野隆平氏は、弁護士として長く活躍され、その広い見識と客観的立場から取締役の職務遂行に対する監督や助言等をいただくこと、また、コーポレートガバナンス、コンプライアンスが益々重要となる中、引き続き指導を期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏が選任された場合は、引き続き、指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し関与していただく予定です。</p>	—株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する株式の数
3	とよ た もと つぐ 豊田基嗣 (1967年1月29日)	<p>1990年4月 住友金属工業株式会社(現「日本製鉄株式会社」)入社 1997年10月 青山監査法人(プライスウォーターハウス)入所 2008年1月 豊田公認会計士事務所 代表(現任) 2008年9月 株式会社サニーサイドアップ 社外監査役 2014年5月 株式会社ブルーフィールドコンサルティング 代表取締役(現任) 2017年9月 株式会社サニーサイドアップ(現 株式会社サニーサイドアップグループ) 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 マナック株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年1月 当社指名報酬委員会 委員長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 豊田公認会計士事務所 代表 株式会社ブルーフィールドコンサルティング 代表取締役 株式会社サニーサイドアップグループ 社外取締役(監査等委員) マナック株式会社 社外取締役(監査等委員)</p> <p>[選任理由及び期待される役割の概要] 豊田基嗣氏は、公認会計士としてコンサルティングをする傍ら複数の会社の社外取締役として活躍されており、専門的見地からも取締役の職務遂行に対する監督、また変遷する制度、法令に対応する助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏が選任された場合は、引き続き、指名報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を主導していただく予定です。</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 小野隆平氏及び豊田基嗣氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野隆平氏及び豊田基嗣氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結のときをもって、それぞれ小野隆平氏が6年、豊田基嗣氏が2年となります。
4. 小野隆平氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 当社は、小野隆平氏及び豊田基嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、小野隆平氏及び豊田基嗣氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小野隆平氏及び豊田基嗣氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回の更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第43期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。今般、取締役に当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額25百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。なお、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

2. 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

当社は対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記2. に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2. に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

4. 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記3. の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

6. その他取締役会で定める事項

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、当社子会社であるアシード株式会社、北関東ペプシコーラ販売株式会社、アシードブリュー株式会社及び宝積飲料株式会社の取締役にに対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 広島県福山市三之丸町 8 番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間
電話 084-922-2121 (代表)



[交通のご案内]

- JR「福山駅」南口から徒歩1分
- 山陽自動車道「福山東」I.C.から15分

新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、上記会場の使用が困難となった場合には、会場を変更する可能性があります。その場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.aseed-hd.co.jp/>)にて変更後の会場をお知らせいたしますので、株主様におかれましては、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願いいたします。

また、変更後の会場は当初の会場より手狭になること、また、公共交通機関を利用してご来場をお願いすることが予想されますので、事前の議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。